



2023年11月16日

各位

会社名 ラクシル株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 永見 世央
(コード: 4384、東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 CAO 西田 真之介
SVP of Corporate
(TEL. 03-6629-4893)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 割当日	2023年12月4日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 13,450株
(3) 割当予定先	当社取締役（代表取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 4名 13,450株
(4) 発行価額及び発行総額	本新株発行については、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、取締役会決議日の前営業日（2023年11月15日）における東京証券取引所における当社の普通株式終値（1,391円）に上記の発行する株式数（13,450株）を乗じた金額（18,708,950円）を基礎として算出しております。
(5) その他	該当事項はありません。

2. 発行の目的及び理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、2019年9月12日開催の当社取締役会において、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しております。

また、2019年10月17日開催の当社第10回定時株主総会及び2023年10月26日開催の当社第14回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権または株式の無償交付の総額を年額5億円以内（うち社外取締役分5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、割り当てる譲渡制限付株式の総数は監査等委員である取締役以外の取締役は266,000株（うち社外取締役分26,000株）を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年以上で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本制度に基づき、本日当社取締役会決議により当社第14回定時株主総会から当社第17回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役4名（以下、「割当対象者」という。）に対し、譲渡制限付株式として当社普通株式13,450株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する譲渡制限付株式の数は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上決定しております。また、当該譲渡制限付株式は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件とし、本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間を3年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2023年12月4日～2026年12月3日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社関係会社の取締役、顧問又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2023年12月から対象取締役が当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。ただし、対象取締役を除く割当対象者は、別途当社との割当契約において定める勤務期間に応じて譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2023年12月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。ただし、対象取締役を除く割当対象者は、別途当社との割当契約において定める勤務期間に応じて譲渡制限を解除するものとし、解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年11月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,391円としております。これは当社取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上